

陳 情 文 書 表

|            |   |
|------------|---|
| 受 理 番 号    | 第 1 1 号   |
| 受 理 年 月 日  | 令和 8 年 1 月 2 9 日  |
| 件 名        | 「庁舎内における政党機関紙勧誘行為」において東京都新宿区での対応事例に鑑み、桐生市が実施した「政党機関誌アンケート結果」を真摯に受け止め、市職員を心理的圧力から保護する措置を求める陳情  |
| 陳情者の住所及び氏名 | 群馬県桐生市<br>ハラスメントから職員を守る群馬県民の会   |
| 陳 情 の 要 旨  | <p>&lt;陳情理由&gt;</p> <p>全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきたが、特に東京都新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっている。</p> <p>この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和 8 年 1 月現在で、全国で 1 0 4 自治体において、調査や是正措置等の対応が行われている。</p> <p>これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で 5 7 % にのぼっている。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めている。</p> <p>新宿区では、管理職 1 3 2 人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、 8 5 . 2 % が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答した。そのうち 6 4 . 3 % が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の 5 0 % が「やむを得ず購読した」と答えた(令和 7 年 8 月)。</p> <p>この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介した。</p> <p>また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいなかった。</p> |

さらに、桐生市では、職員アンケートを行ったところ、「回答した管理職員の57%（113人）が市議会議員から政党機関紙勧誘を受けており、そのうち56%（63人）が心理的圧力を感じた」ことが明らかになった。また、購読中の67人のうち、「購読を続けたいと考えている」が6人、「購読をやめたいと考えている」が43人にのぼり、決して職員本人が望んでの購読でないことが伺える。

群馬県渋川市でも、庁舎管理規則及び職員アンケート結果を踏まえ、議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせた。

そもそも、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されている。これまで、政党機関紙勧誘行為に関して、桐生市が明確に許可をしたことがあるのか。また、市に申請があったとして、心理的圧力が伴う勧誘行為に許可を出すことができるのか。

桐生市庁舎管理規則には次のようにある。

「第9条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。(1) 物品の販売、宣伝、勧誘又は募金その他これらに類する行為をすること」

「第10条 庁舎管理者は、前条第2項の申請があった場合で、次の各号のいずれかに該当するときには、庁舎の使用等の許可をしない。(4) 特定の宗教的又は政治的見解に加担するおそれがあると認めるとき」

「第11条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。(4) 執務室内に無断で立ち入ること。(7) 金銭、物品の寄附を強要し、又は押売をすること」。

つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行っていただきたい。

少なくとも「赤旗 押し売り」（産経新聞報道）とも揶揄されるような状況が起こってはならないことは、各会派の議員の皆様も同意してくれるはず。現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、購読希望があれば、職員自らが自宅等で申し込み、支払いまでできる社会環境が整っている。桐生市においては、心理的圧力を伴う勧誘行為や、意志に反する購読が根絶され、庁舎内において職員の自由意思が最大限担保されるよう、一度、議会と行政双方で明確なルールの確認をお願いする。

<陳情項目>

①政党機関紙の購読は原則として職員が自主的に申し込むものであり、購読の契約はいかなる場合も個人の意思が優先され、購読の有無による有利・不利な扱い等は一切生じないものであることを、各会派及び行政で確認してください。

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>②購読の不可・終了等について、職員が意思表示した際には、その時点で承諾され、引き止め行為などは行わないことを、各会派 及び 行政で確認してください。</p> <p>③桐生市において、議員が職員に政党機関紙購読を勧誘した結果、63人の職員が心理的圧力を感じていたことが職員アンケートで明らかになりました。今後、心理的圧力を伴う勧誘行為が一切起こらないことが保障されるまで、庁舎内における議員から職員への政党機関紙勧誘を許可することがないように行政に申し入れてください。</p> |
| 付託委員会 | 総務委員会  |
| 審査結果  |  |